

短期入所生活介護事業所阿知の里運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人センチュリー岡山が設置運営する短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所（以下「事業所」という。）は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して適正な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定居宅サービスに該当する指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の心身の機能の回復及び維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護の状態になることを予防し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練・栄養管理の評価を行うことによって、利用者の心身の機能の回復及び維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 短期入所生活介護事業所阿知の里
- （2）所在地 岡山市東区下阿知1180番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1名（常勤）	事業所全般の統括
医 師	1名（非常勤）	利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導
生 活 相 談 員	<u>1名（常勤）</u>	利用者の生活指導、面接、身上調査、家族等と処遇上の相談、生活プログラムの作成等
介 護 職 員	27名以上 （常勤・非常勤）	利用者の生活介護及び自立支援
看 護 職 員	5名以上（常勤）	利用者の看護及び保健衛生指導
機能訓練指導員	1名（常勤）	機能訓練個別計画の作成、理学・作業療法の実践、並びに介護者への指導、レクリエーションの計画、実践
介護支援専門員	2名（常勤） （介護職員と兼務2名）	調査及び介護サービス計画作成
栄 養 士	<u>1名以上（常勤）</u>	食事の提供に当たって利用者の栄養スクリーニング等を行うとともに、個々の総合的な栄養ケアマネジメントの実施、給食会議主催

事 務 員	2 名（常勤）	庶務及び会計事務に従事
調 理 員	4 名以上	利用者に提供する食事の調理業務

※特別養護老人ホームの職員を含む。

（利用定員及び居室）

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

居室の種類	室 数	定 員
多床室（2人部屋）	1 室	2 名
多床室（4人部屋）	4 室	16 名
合 計	5 室	18 名

（指定短期入所生活介護の利用料その他の費用の額）

第6条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護報酬告示上の額に、各利用者の「介護保険負担割合証」に記載された負担割合に乗じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際には、その利用者から支払を受ける利用の額と、指定短期入所生活介護並びに指定介護予防短期入所生活介護に係る居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

（1）送迎に関する費用

次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に要する交通費は、公共交通機関を使用する場合は、通常の実施地域を越えた地点から片道毎の実費を徴収する。なお、自動車を使用する場合の交通費は、原則無料とする。

（2）食事の提供に要する費用 食材料費及び調理費（別紙利用料金表の額）

（3）滞在に要する費用 光熱水費及び室料（別紙利用料金表の額）

（4）その他の日常生活費

- | | | |
|----------------|-------------------------------|-------|
| ・嗜好品費 | 菓子及び飲食品 | 実費 |
| ・理美容代 | | 実費 |
| ・教養娯楽費 | レクリエーション、クラブ活動費等 | 実費 |
| ・個人的電気製品使用電気代 | 電気製品1品目につき | 50円／日 |
| ・入所者の希望による口腔ケア | 義歯洗浄剤、ハミングッド、くるりーなブラシ、舌クリーナー等 | 実費 |
- ・その他の費用をやむを得ず変更する場合は、説明し、書面による同意を得て行うものとする。

（5）前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められるもの。

4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岡山市（ただし、中山間地域等、旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町を除く。）及び瀬戸内市（ただし、中山間地域等を除く。）の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 当事業所では、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）においても長期入所者と同様に食事、入浴等の必要なサービスを受けるとともに、行事、レクリエーション等にも参加することを原則とする。

2 利用者は、短期入所生活介護サービス利用契約書の内容を遵守するものとする。

3 利用者は、外出する場合、所定の用紙に行き先と予定日時を記入の上、職員に申し出るものとする。

4 利用者は、施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動・営業活動は行わないものとする。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第9条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画等具体的計画を立てておくとともに防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う等、対策について万全を期すものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条の2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者のサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施するものとする。

3 事業者は、必要に応じて業務継続計画を見直し、変更を行うものとする。

(身体拘束等の適正化を図るための措置)

第11条 事業者は、身体拘束の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続きについて、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、各種サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

- (2) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するものとする。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- (4) 職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施するものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底するものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待防止のための研修を年2回以上開催するものとする。
- (4) 虐待防止の担当者を置くものとする。
- (5) サービスの提供にあたり、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第13条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第14条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関し、介護保険法(平成9年法律第123号)第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(生活介護の利用契約)

第15条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供の開始に当たり、利用者及び家族等に対して短期入所生活介護サービス利用契約書及び重要事項説明書に関する内容の説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると事業者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び生活介護従事者等の健康管理)

第16条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業者は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務につくものは年2回以上の健康診断を受診させる

ものとする。

（地域等との連携）

第17条 本事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流、地域包括支援センターとの連携に努めるものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるものとする。

（秘密保持等）

第18条 介護従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、指定施設入所生活介護従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を守るため、介護従業員で無くなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を介護従業員に雇用時から徹底するものとする。

（短期入所生活介護計画書の作成）

第19条 事業者は、利用期間が4日以上の場合は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明するものとする。

2 事業者は、短期入所生活介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービス管理・評価を行うものとする。

（その他事業所の運営に関する重要事項）

第20条 事業者は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年1月1日から改正施行する。

この規程は、平成15年8月1日から改正施行する。

この規程は、平成16年9月1日から改正施行する。

この規程は、平成17年10月1日から改正施行する。

この規程は、平成18年1月28日から改正施行する。

この規程は、平成18年8月1日から改正施行する。

この規程は、平成19年9月1日から改正施行する。

この規程は、平成20年2月1日から改正施行する。

この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年8月1日から改正施行する。

この規程は、令和3年11月24日から改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。